



責任あるサメの利用 グレン・サント トラフィック

ワシントン条約40周年記念シンポジウム

TRAFFIC
— NETWORK —



2002年～2011年の世界上位20位のサメ漁獲国 (全漁獲量、トン数、FAOのFishstatのすべてのサメ、 ガンギエイ、エイ、ギンザメ目)



冷蔵・冷凍のサメ肉の上位10位の輸出入国 (全トン数、2000年から2009年に取引されたもの) (FAO Fishstatより)

	輸出国	トン
1	スペイン	123 848
2	台湾	103 067
3	パナマ	46 543
4	ウルグアイ	44 653
5	コスタリカ	43 252
6	アメリカ	38 521
7	日本	35 199
8	カナダ	33 596
9	イギリス	26 860
10	ニュージーランド	21 496

	輸入国	トン
1	スペイン	144 697
2	イタリア	111 238
3	ブラジル	98 668
4	メキシコ	65 628
5	ウルグアイ	61 273
6	中国	50 005
7	フランス	35 286
8	韓国	31 913
9	ナイジェリア	22 474
10	シンガポール	21 836

サメのヒレの上位10位の輸出入国

(全トン数、2000年から2009年に取引されたもの)
(FAO Fishstatより)

	輸出国	トン
1	タイ	23 220
2	中国	13 544
3	インドネシア	10 762
4	シンガポール	9 737
5	台湾	6 378
6	アラブ首長国連邦	4 765
7	マレーシア	2124
8	日本	1 978
9	アメリカ	1 941
10	イエメン	1 753

	輸入国	トン
1	香港	105 549
2	中国	31 228
3	シンガポール	12 337
4	マレーシア	6 896
5	インドネシア	1 582
6	台湾	1 205
7	タイ	1 198
8	マカオ	1 136
9	アメリカ	334
10	カナダ	328

概して、サメは他の魚よりも 過剰漁獲の影響を受けやすい：

- 子供の数が少ない
- 寿命が長い
- 成熟が遅い
- マグロなどの管理が行われている魚の混獲種として漁獲されるが、サメに特化した対策は不十分
- ほとんどあるいは全く管理がなされていない共有資源



責任ある
漁業管理

STEP 1
リスク評価/資源評価
持続可能な水準への漁獲設定
漁獲及び全死亡数のモニタリング

STEP 2
貿易データ
取引証明
取引関連の政策



責任ある
消費

責任ある
貿易・取引

STEP 3
IUU漁業による製品及び
非持続可能な製品の排除

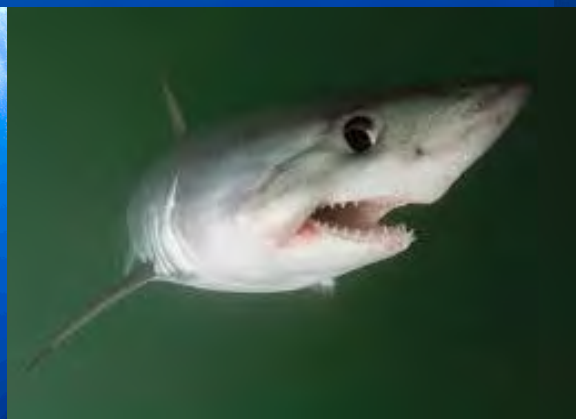
TRAFFIC
the wildlife trade monitoring network

Based on Lack, M. and Sant, G. (2009). *Trends in Global Shark Catch and Recent Developments in Management*.
TRAFFIC International

責任ある漁業管理及び取引： 誰が責任を持つのか？

- 国（国内行動計画）
- 地域（地域漁業管理機関（RFMOs））
- グローバル（FAO国際行動計画、ワシントン条約）





TRAFFIC
the wildlife trade monitoring network

ワシントン条約の許可証を発行するにあたって考慮すべきこと:

- NDF (Non-detriment findings: 有害ではないという知見、無害証明) (持続可能性)
- 合法証明 (IUU漁業でない)
- 海からの持ち込み (公海)

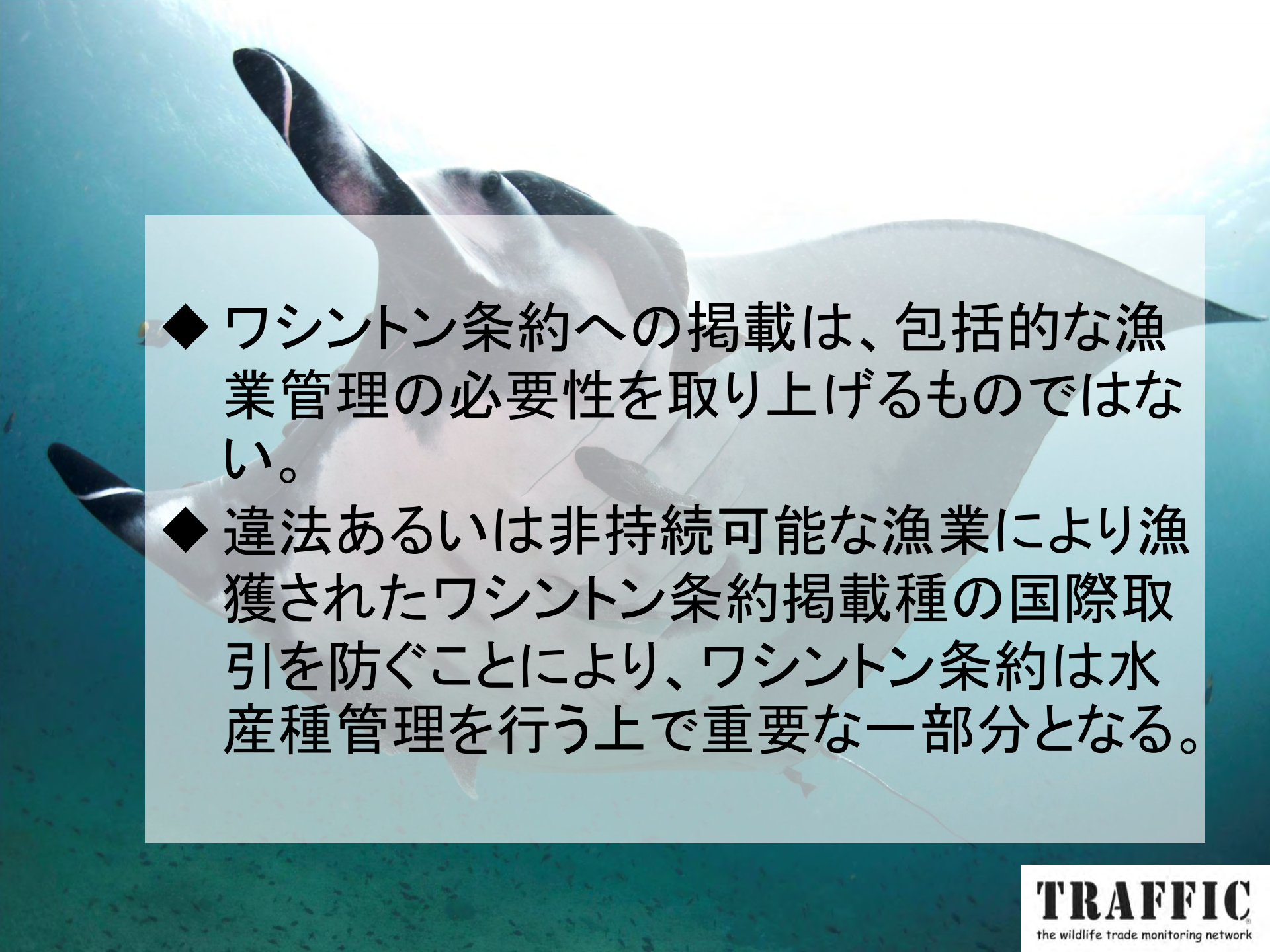
2014年9月までに解決すべきワシントン条約の 施行に関わる問題:

- 共有資源に関わるNDF
- すべての死亡数の把握(標的とされずに洋上投棄され、死亡したサメを含む)
- トレーサビリティ(Shark Track)
- 政府のキャパシティ
- サメ製品と種の識別



国・地域による漁業管理を補完するワシントン条約

ワシントン条約 (CITES)	地域機関 (RFMOs)
178か国の締約国	漁獲国・貿易国のカバー率が低い
製品のトレーサビリティ（供給源から市場まで）	サメに特化したトレーサビリティ施策は数少ない
種ごとのNDF（持続可能性が必要条件となる）	漁業管理がなされている場合、ほとんどが一般的（例：WCPFCにおけるサメのヒレ切りの禁止）
違反したワシントン条約締約国に対する特定の行動（例：貿易制裁）	違反に対する結果はほとんどない
公海を含め、広範囲にわたり、種ごとに必要条件がある	地域漁業機関の地理範囲に限定される

- 
- ◆ ワシントン条約への掲載は、包括的な漁業管理の必要性を取り上げるものではない。
 - ◆ 違法あるいは非持続可能な漁業により漁獲されたワシントン条約掲載種の国際取引を防ぐことにより、ワシントン条約は水産種管理を行う上で重要な一部分となる。

責任ある 漁業管理

STEP 1
リスク評価/資源評価
持続可能な水準への漁獲設定
漁獲及び全死亡数のモニタリング

STEP 2
貿易データ
取引証明
取引関連の政策



責任ある
消費

責任ある
貿易・取引

STEP 3
IUU漁業による製品及び
非持続可能な製品の排除

TRAFFIC
the wildlife trade monitoring network

Based on Lack, M. and Sant, G. (2009). *Trends in Global Shark Catch and Recent Developments in Management*.
TRAFFIC International



責任あるサメの利用 グレン・サント トラフィック

ワシントン条約40周年記念シンポジウム

TRAFFIC
— NETWORK —

